

平成24年(ワ)第430号 川内原発差止等請求事件
平成24年(ワ)第811号 川内原発差止等請求事件
平成25年(ワ)第180号 川内原発差止等請求事件
平成25年(ワ)第521号 川内原発差止等請求事件
平成26年(ワ)第163号 川内原発差止等請求事件
平成26年(ワ)第605号 川内原発差止等請求事件
平成27年(ワ)第638号 川内原発差止等請求事件
平成27年(ワ)第847号 川内原発差止等請求事件
平成28年(ワ)第456号 川内原発差止等請求事件
平成29年(ワ)第402号 川内原発差止等請求事件
平成30年(ワ)第562号 川内原発差止等請求事件

原告ら準備書面78の4

—公共性(バックエンド)—

2021(令和3)年1月22日

鹿児島地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 森 雅 美



同 後 藤 好 成



同 白 鳥 努



第1 はじめに

原発を稼働させたのちに発生する使用済み燃料の再処理や廃棄物処分にかかるプロセスを、一般的に原発のバックエンドという。このバックエンドに要する金銭的なコストが莫大であり到底受け入れがたいものであることについては、原告らはこれまでに論じたところである。

このバックエンドには、金銭面のほか、社会的な負担・コストという観点からみても、我々の社会が到底受け入れ不可能な問題がある（環境経済学でいう「負の公共財」の排出）。この点については、原告ら準備書面34においても論じたところである。

本書面は、同準備書面の内容に近時の状況を付加するとともに、同準備書面では触れなかった原発事故による社会的負担について、福島第一原発事故から9年を経過した現在までに明らかとなった事実関係を中心に論じるものである。

第2 使用済み核燃料の処分方法がないこと

1 大量の使用済み核燃料の保管の現状

原発稼働後に生じる使用済み燃料について、我が国ではこれを再処理して新たに燃料として利用する方針（核燃料サイクル）がとられていた。そのため、使用済み燃料は、次に利用の予定のある資源と位置付けられ、定義上は「廃棄物」とはされてこなかった。そして、再処理のための保管であるとして、青森県六ヶ所村の日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場には、3,000トン余りもの使用済み燃料が保管されている。また、六ヶ所再処理工場に搬入できずにいる使用済み燃料が、各地の原発の使用済み燃料プールに14,000トン余りも保管されている。

これらの使用済み燃料の保管は、あくまで核燃料サイクルが成立す

ることを前提に、そのための資源としての保管なのであり、核燃料サイクルが成立しない場合には、これらは利用価値がないどころか処分方法が全く決まっていない極めて厄介な廃棄物となるのである。

そして、我が国における核燃料サイクルの方針は、その中核となる高速増殖炉の研究用原子炉であるもんじゅの相次ぐ事故や技術的失敗によって、長年にわたり頓挫してきたのである。

2 核燃料サイクルの破たんと六ヶ所村核燃料再処理施設での管理の限界

長年にわたり技術的には実現できないといわれてきた高速増殖炉の稼働であるが、2016年12月にもんじゅの廃炉が正式決定されたことで、その実現の道は確実に断たれた。すなわち、ここに我が国における核燃料サイクルという方針の破たんも決定づけられたのである。

そうすると、六ヶ所再処理工場における再処理は、その必要性を失ったことになるわけであるが、2020年7月、原子力規制委員会は、同工場の審査合格を決定した（甲A264号証）。

当然ながら、使用済み燃料の再処理の過程には、原発の稼働と同様に高度の危険が伴う。もんじゅの廃炉も決定したいま、かかる危険をおしてまでなぜ六ヶ所再処理工場を稼働させる必要があるのか、上記審査合格の決定に対しては多くの批判が寄せられた。これに対して等の規制委員会は、核燃料サイクルは政策の問題であり審査は単純に規制基準への適合性の確認をしたのみであると、再処理の必要性についての言明を避け、政府は、いまだ核燃料サイクル方針が維持されていることを前提としたコメントを繰り返した。

しかし、もんじゅの廃炉が正式決定したいま、我が国における核燃料サイクルの頓挫は明白であり、少なくとも数十年はその実現の可能性はない。仮に六ヶ所再処理工場が稼働したところで、再処理後の生成物が「燃料」となる見通しはなく「廃棄物」とならざるを得ない現

実は何ら変わることはない。

六ヶ所再処理工場と全国の原発の使用済み燃料プールの保管容量はまもなく限界を迎える。その処分方法が存在しないという現状は、2020年現在においてもなんら変わるところがないのである。

第3 重大事故後の処理の困難さ

1 重大事故時に放射性廃棄物の管理・処理ができないこと

一般的に原発のバックエンドとは、通常稼働により生じた燃料や廃棄物の再処理・処分プロセスを指し、事故を生じさせた場合の処理についてまではバックエンドとしては語られていない。

しかし、事故が生じた場合の処理については、安全対策や賠償制度の整備の局面と同様に当然に想定されるべきであるし、事故処理に係る社会的負担が社会において受容可能であるかという問題は、一般のバックエンドの問題と構造は同一である。

以下、原発が事故を起こした場合の処理にかかる社会的コストがいかなるものであるかを、福島第一原発事故から現在までの事故処理過程を実例に明らかにし、これが我々の社会において到底受容できないものであることを論じる。

2 除染の限界

(1) 仮置き場の放置・汚染土流出

事故後、福島県では1700万 m^2 以上の範囲の除染が行われた。除染で取り除かれた除染土等（土・草木）は、まず仮置き場等の保管場所で暫定的に管理され、その後、中間貯蔵施設・仮設焼却施設へ搬出されることとなっている。中間貯蔵施設等に保管された除染土等は、最終的には福島県外で最終処分されることとなっている。

除染土仮置き場とは、除染土等を保管容器（フレコンバッグ）に

入れたものを、県内各地にほとんど露天（シートを被せたのみ）で保管しているものであり、2016年ころには1400か所ほど設けられていた（甲A265号証）。

仮置き場は文字通り「仮」の保管場所であったはずである。仮置き場は、2021年までに解消される予定と公表されていたが、2020年に至っても、いまだ500か所をこえる仮置き場に汚染土等がとどめ置かれている。

仮置き場は、前記のとおりフレコンバッグに入れた汚染土等を積み上げたものにシートを被せただけのものであり、流出等の危険に対しては全く脆弱なものである。そのような脆弱な状態での保管が9年余りも続いたことによって、福島県では、汚染土の流出問題が相次いで生じている。

2019年には、福島県で台風19号による河川の氾濫が生じたが、田村市、二本松市、飯舘村などで50袋超の流出が生じた。このほかにも、2015年の豪雨時には、飯舘村の水田から約450袋の流出事故も生じている（甲A266号証）。

未だ全体の4割もの汚染土が仮置き場にとどめ置かれたままであり、同様の汚染土流出事故は今後も生じる危険は大きい。

（2）除染土等の「再生利用」という方針

上記のとおり、除染土の仮置き場から中間貯蔵施設等への搬出自体が大幅に停滞しているが、この中間貯蔵施設から福島県外に搬出されて最終処分されるという方針自体、事故から9年余り経過した現在でも、まったく進んでいない（甲A267号証）。

このままでは、中間貯蔵施設という名で恒久保管となる恐れすらあるのである。

そこで現在、除染土等の最終処分を諦め、「再生利用」という方針すら打ち出されている。汚染土のうち放射性物質の汚染濃度

の低い土を、資源として公共工事などで使用するというのである。

除染をした意味がないどころか、放射性物質の積極的拡散行為を行おうという言語道断の方針と言わざるを得ないが、かかる方針を打ち出さざるを得ないほどに、除染土の処分というのは困難を極めるのである。

(3) 小括

福島第一原発事故では、除染が行われた地域のほとんどは福島県内に限られていたが、それでも、事故から9年が経過しても処分問題が未解決のまま、あらたな汚染を拡げる事態を招いているのである。事故による放射性物質の拡散範囲は、風向き次第でどこまでも広がるものであるが、仮に複数の都道府県をまたぐような広範囲な汚染を生じさせる事故が起こった場合、除染土問題はもはや解決不可能な問題となるであろう。

3 汚染水問題

(1) 溜まり続ける汚染水

福島第一原発では、事故後、熔融燃料の冷却のために毎日数百トンの水を原子炉に注入している。また、福島第一原発の山側から海側に向けて流れている地下水が原子炉建屋に流れ込んでおり、これらの水が高濃度の放射能汚染水といわれているものである。

東電は、この汚染水のリスクを下げるため、セシウム、ストロンチウムなどトリチウム以外の放射性核種を分離除去する処理（他核種除去設備（ALPS（アルプス））を行っている。

その処理をされた処理水が、現在、120万トン超、福島第一原発敷地内に置かれた1000個以上のタンクに保管されている。

この処理水は、当初は放射能汚染度を法令の基準値（告示濃度）以下まで下げると謳われていたが、アルプスの処理が不十分であったことから、現在保管中の処理水のうち7割は法令の基準値を超え

てしまっている（甲 A 2 6 8 号証）

（2）汚染水の海洋放出

溜まり続ける汚染水について、2019年9月、原田環境相（当時）は、これを海洋放出する必要があるかもしれないと述べた。汚染水のタンクが2022年に一杯になるというのがその理由である（甲 A 2 6 9 号証）。

もはや法令の基準値を守ることもできないという事態は、この汚染水問題がおよそ解決不可能な問題であることを如実に示しているものである。

かかる方針に対しては、国内外から強い反対の声が上がっているが、とりわけ深刻なのが、いうまでもなく福島県及び隣県の水産業への大きな打撃である。

（3）小括

汚染水を巡っては、事故から9年余り経過して、解決が及んでいないどころか日々状況が悪化している。

汚染水問題も、除染土問題と同じくおよそ解決不可能な問題であり、到底我々の社会において受容できるものではない。

4 事故サイトの廃炉の困難さ

（1）廃炉作業の困難さ

福島第一原発の廃炉作業には40年かかるといわれている。廃炉作業をするのに原発の稼働年数に匹敵する年数がかかるということ自体、およそナンセンスと言わざるを得ない。ところが、事故から9年余り経過して、実際には、この40年という数字すら非現実的であったことが明らかとなった。

たとえば、1号機では、核燃料の取り出しにも至っていないどころが、いまだがれきの撤去作業中であり、溶融デブリの確認すら未

了である。

核燃料の取り出しについては、当初の予定では、3号機は2014年、1号機では2017年とされていたが、実際には、3号機の取り出しは2018年と4年遅れており、1号機では2027年ころ着手見込みと、10年は遅れることとなっている（甲A270号証）。

そして今後の廃炉作業には、溶融デブリの取り出しという最大の難関が残っている。

廃炉作業の工程表は、すでに5回にわたり、いずれも工程を後ろ倒しにする方向での改訂がされており、廃炉作業が実際にいつ終了するのかについては、事故から9年余り経過しても不透明なままである。

（2）事故処理作業員の被ばく労働

福島第一原発では、2016～2017年ころは1カ月当たり平均して3,900～6,200人、2018～2019年は1カ月平均して7,200人の作業員が、事故収束・廃炉作業に従事している。これら作業員は当然に被ばくを余儀なくされる。

東京電力は、作業員の平均被ばく線量を捉えて、これが年間平均で20mSvを大幅に下回っている（たとえば2016年は2.90mSv）ことを強調する。

しかし、最大被ばく線量に目を向けてみると、2016年は38.83mSv、2017年にも32.74mSvと、年間20mSvという政府基準を大幅に上回った被ばくも生じているのである（甲A271号証）。

そもそも平均被ばく線量自体、事故前の基準である年間1mSvを大幅に上回っているのであるが、30mSvを超える被ばくを生じさせながらの廃炉作業など、到底許されるはずがない。

そして、上記のとおり廃炉作業は40年という当初の見通しを大

きく超えて長期化することが予想されるのであり、今後の労働者被ばくも、どれほどのものとなるのか想像すらできない。

(3) 小括

かように廃炉作業には、そのコストの面以外にも著しい社会的負担が不可避であり、とりわけ労働者被ばくについては、人の生命身体に対する侵害という点で、およそ許容することが不可能である。

5 小括

以上のおり、原発には、その事故後の処理等を巡っては、解決が困難ということを超えておよそ不可能な問題が多々存在する。それにより社会的負担が甚大どころか予想もつかないものであることはここに挙げたいくつかの現状を見るだけで明らかである。

以上